

資料編

市民・事業者アンケート調査結果の概要

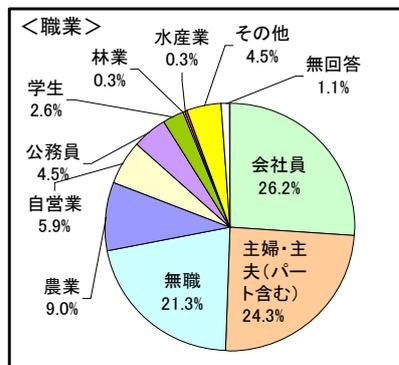
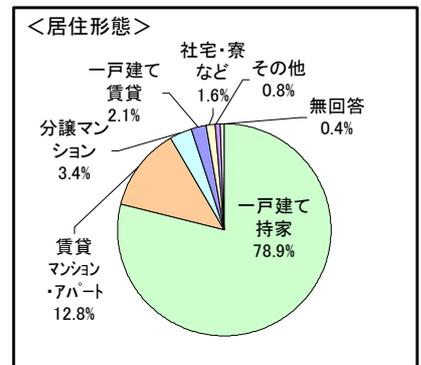
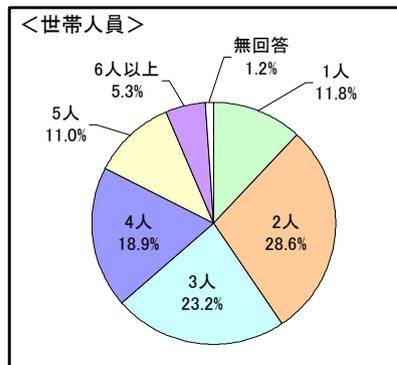
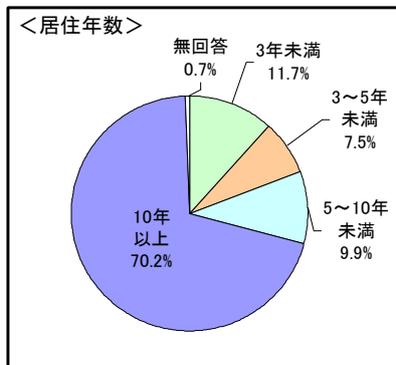
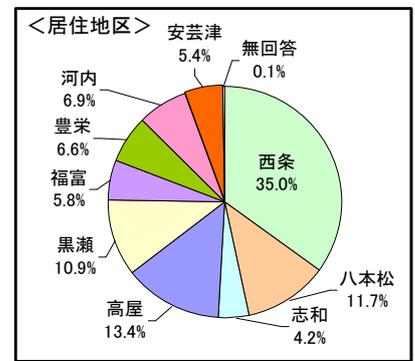
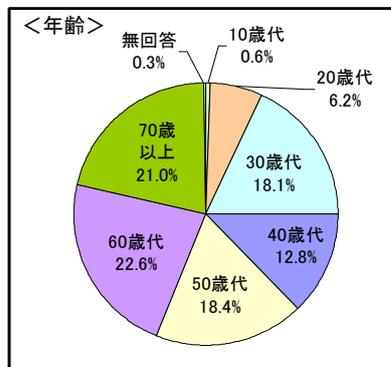
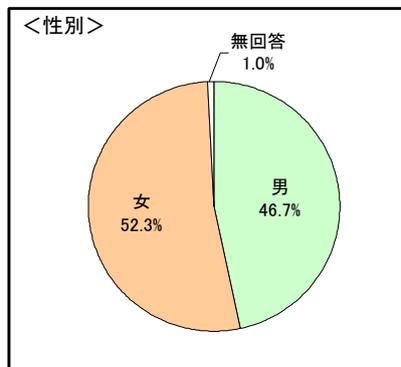
市民、事業者の方々の幅広いご意見を計画策定に反映するため、平成22年8月23日から9月30日の期間で、「東広島市環境基本計画策定に関するアンケート調査」を実施しました。

1 アンケート調査実施要領

対象	配布数	内訳	回収数 (回収率)
市民	18歳以上の市民1,700人	西条地区：600人 八本松、高屋、黒瀬地区：各200人 志和、福富、豊栄、河内、安芸津地区：各100人	625 (36.8%)
事業者	従業員数5人以上の事業所 300社	大規模事業所（従業員数30人以上）：100社 小、中規模事業所（従業員数30人未満）：200社	123 (41.0%)

2 市民アンケート調査結果の概要

(1) 回答者の属性



(2) 身の回りの環境の満足度について

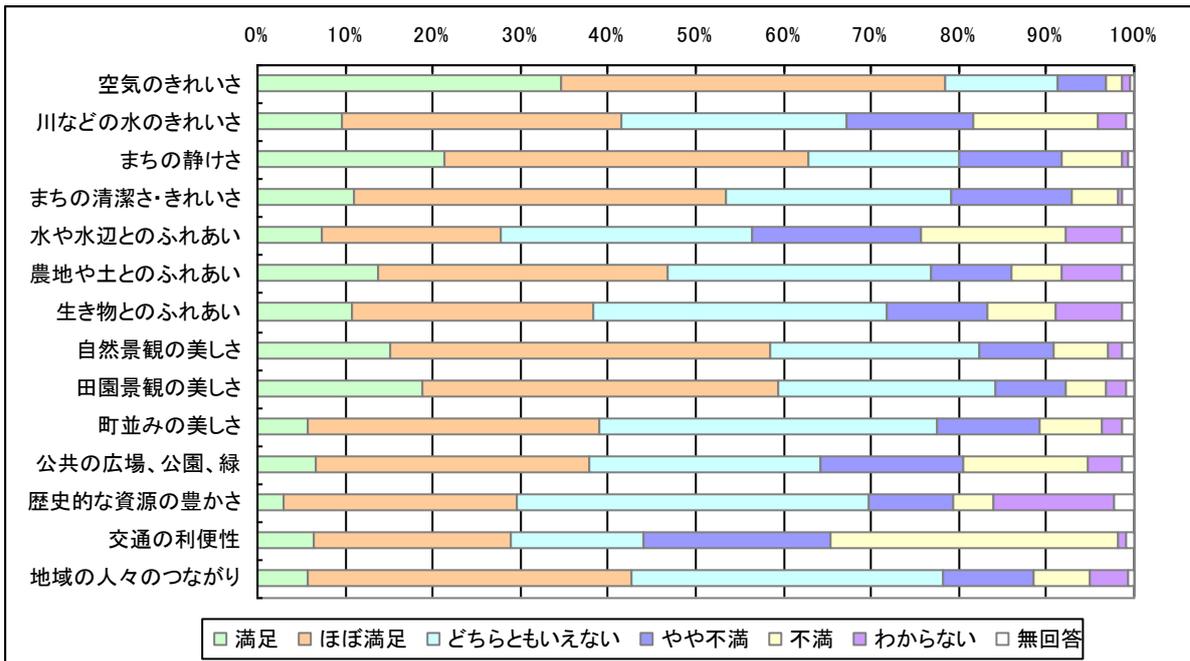
満足度が高い（「満足」、「ほぼ満足」の合計）身の回りの環境の上位3位は、「空気のきれいさ」が最も高く、次いで「まちの静けさ」、「田園景観の美しさ」の順でした。

満足度が低い（「不満」、「やや不満」の合計）身の回りの環境としては、「交通の利便性」の満足度が最も低く、次いで「水や水辺とのふれあい」、「公共の広場、公園、緑」の順でした。

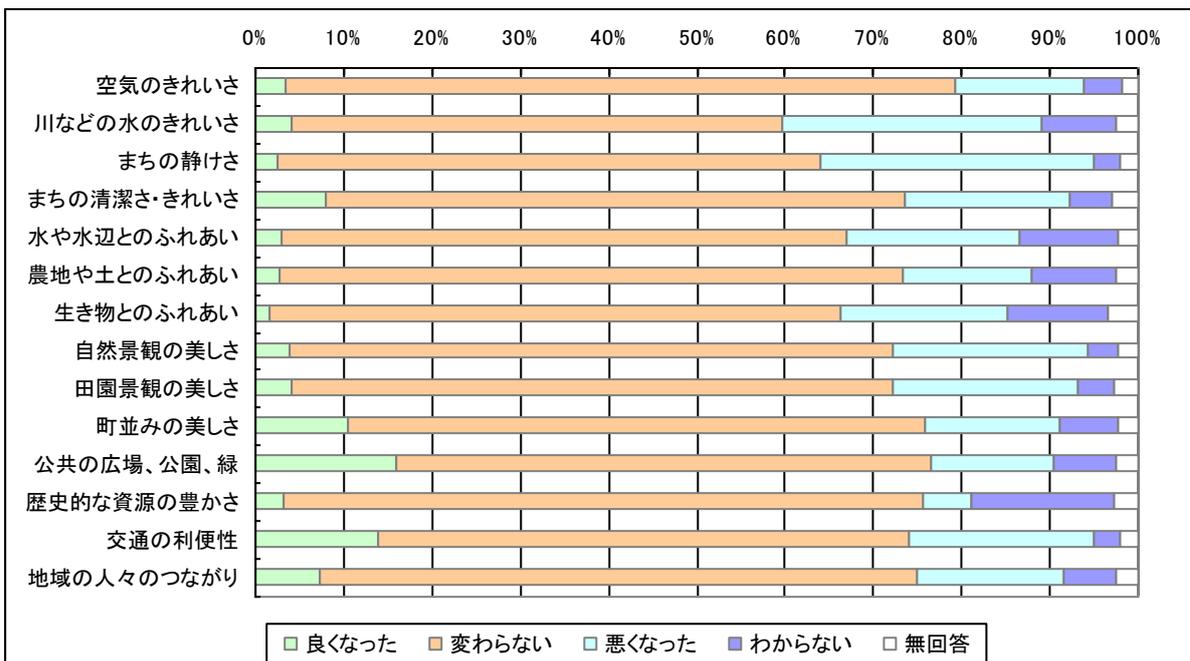
10年前と比較して「公共の広場、公園、緑」、「交通の利便性」が良くなったと考える人が多くなっていますが、高い満足度には至っていないことがうかがえます。

なお、満足度が高かった「まちの静けさ」については、悪くなったと感じている人が多く、また、満足度が低かった「水や水辺とのふれあい」についても、悪くなったと感じている人が多くなっています。

現在の身の回りの環境の満足度



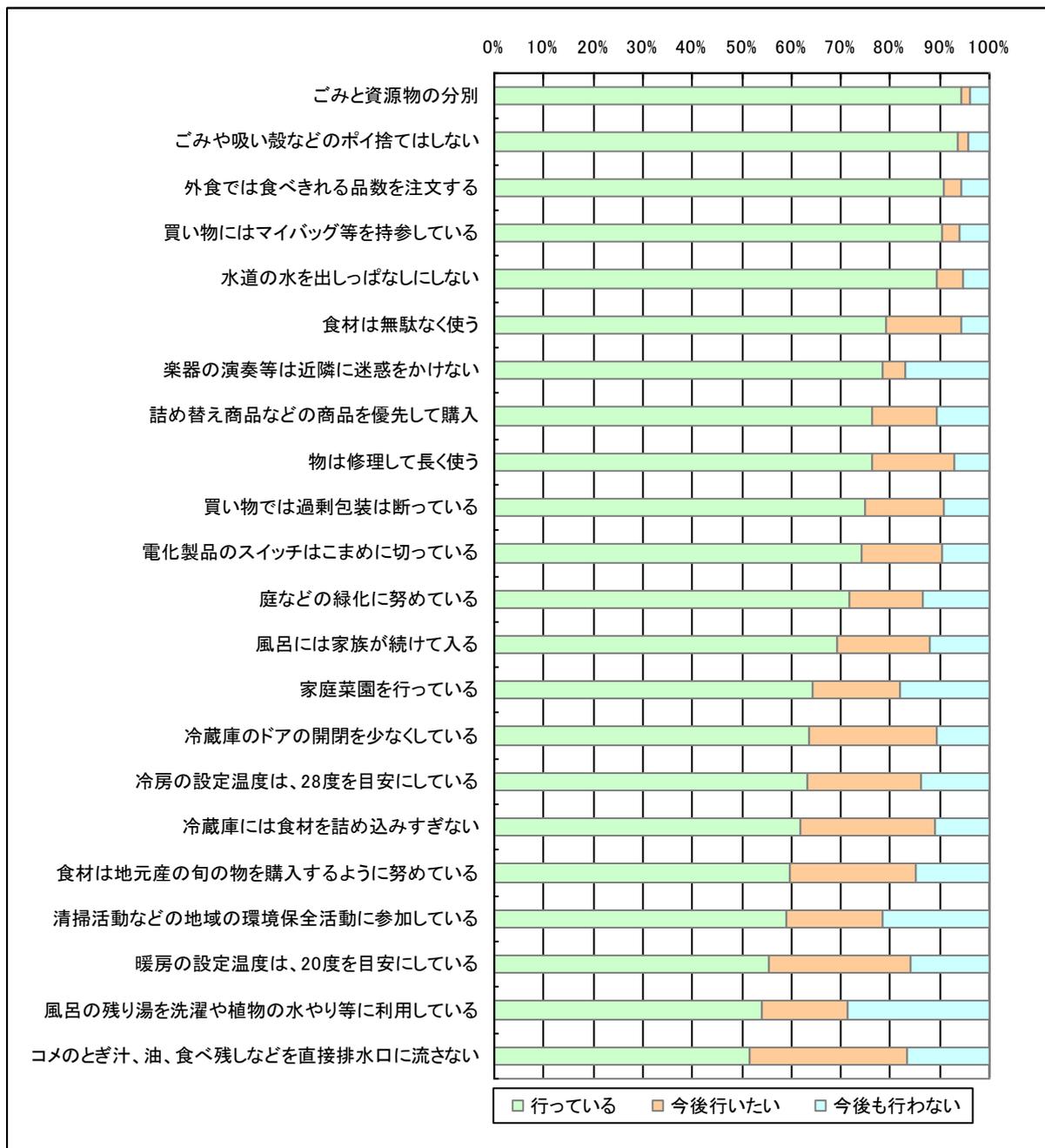
10年前と比較した環境の変化



(3) 日常生活における環境配慮の取り組みについて

日常生活で実践している環境配慮の取り組みをみると、「ごみと資源物の分別を行っている」、「ごみや吸い殻などのポイ捨てはしないようにしている」、「外食では食べきれぬ品数を注文するようにしている」、「買い物にはマイバッグ等を持参している」が90%を超える実施率となっています。一方、「太陽光発電を行っている」、「環境家計簿をつけている」は10%に満たない実施率です。

日常生活における環境配慮の取り組み
 (「行っている」の多い順 その1)



日常生活における環境配慮の取り組み
 (「行っている」の多い順 その2)



(4) 身の回りの環境の魅力的な場所や自慢できる場所などについて

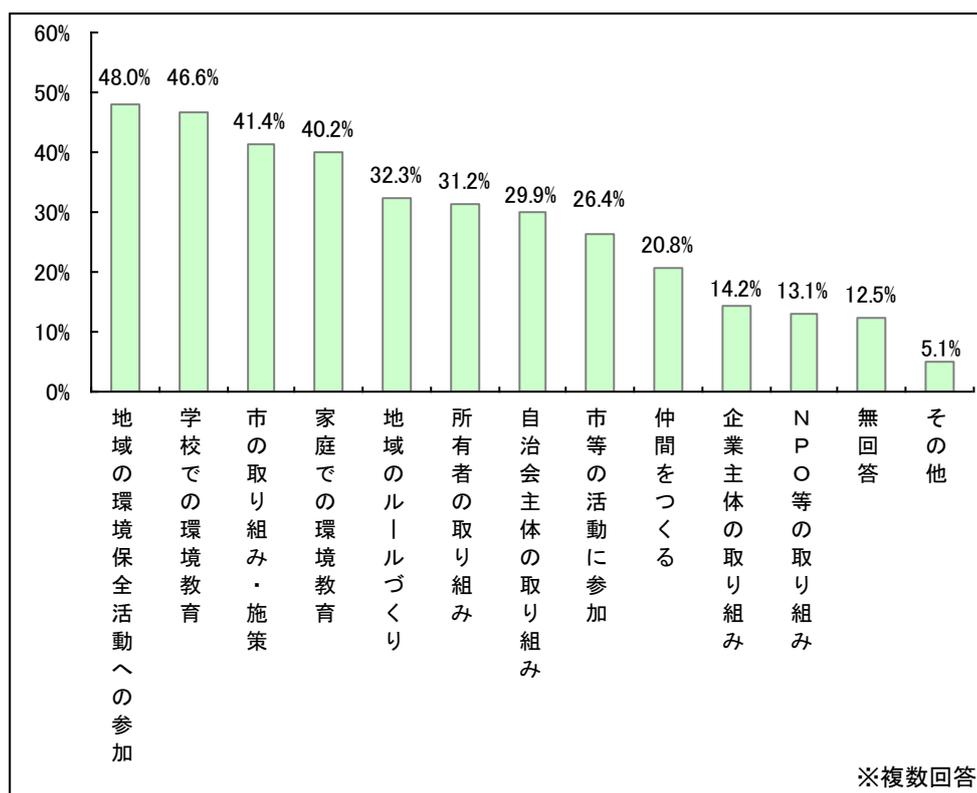
身の回りの環境で魅力的な場所や自慢できる場所としては、田園風景や河川、池、滝といった水辺の環境、身近な公園や緑などがあげられました。

身の回りの環境の魅力的な場所や自慢できる場所

地区	身の回りの環境で魅力的な場所や自慢できる場所
西条	憩いの森（龍王山）、酒蔵通り、鏡山公園、東広島運動公園、三永水源池、大沢田池、広島大学、黒瀬川の自然、三ツ城古墳、プールバール、サイエンスパーク、田園風景（三永、寺西等）、福成寺（しゃくなげ）、松板川、御建公園野球場、武士の滝、大迫山遊歩道、天文台、西楽寺池、西条駅付近の通り
八本松	七ツ池公園、清水川神社の森、教育センター、八本松八十八ヶ所めぐり、小倉神社、川上公園、南条山、刈又池
志和	周田の緑と田園風景、各地区のお寺、お宮、小野池、並滝寺池
高屋	高美が丘7・9丁目公園、高屋駅前道路の樹木、田園景観、高屋堀団地下県道沿い花壇、白市の町並み、入野川、東広島ニュータウンの景観、おおぞら台団地周辺
黒瀬	黒瀬川、龍王山公園、ハイライフ公園、厳島神社、田園風景、黒瀬生涯学習センター、黒瀬B&G海洋センター、イラスケ川周辺、ひまわり台の公園
福富	道の駅（福富）、クロボヤ峡、福富ダム、田園風景、わにぶちの滝
豊栄	田園景観、どんどん淵、乃美シバザクラの里、板鍋山、徳善寺の庭園、乃美の神社、宮の大杉
河内	深山溪、王子の宮、河内小学校、沼田川、椋梨川（河内市民グラウンド）、竹林寺
安芸津	正福寺山公園、保野山、万の字、三津大川、風早の海、大芝大橋、祇園町児童公園、三津浜地区集会所、正福寺の桜、美しい海と景色・生き物

また、これらの環境を保全・育成するために必要なこととしては、「地域の環境保全活動への参加」が最も多く、次いで「学校での環境教育」、「市の取り組み・施策」、「家庭での環境教育」などの順となっています。

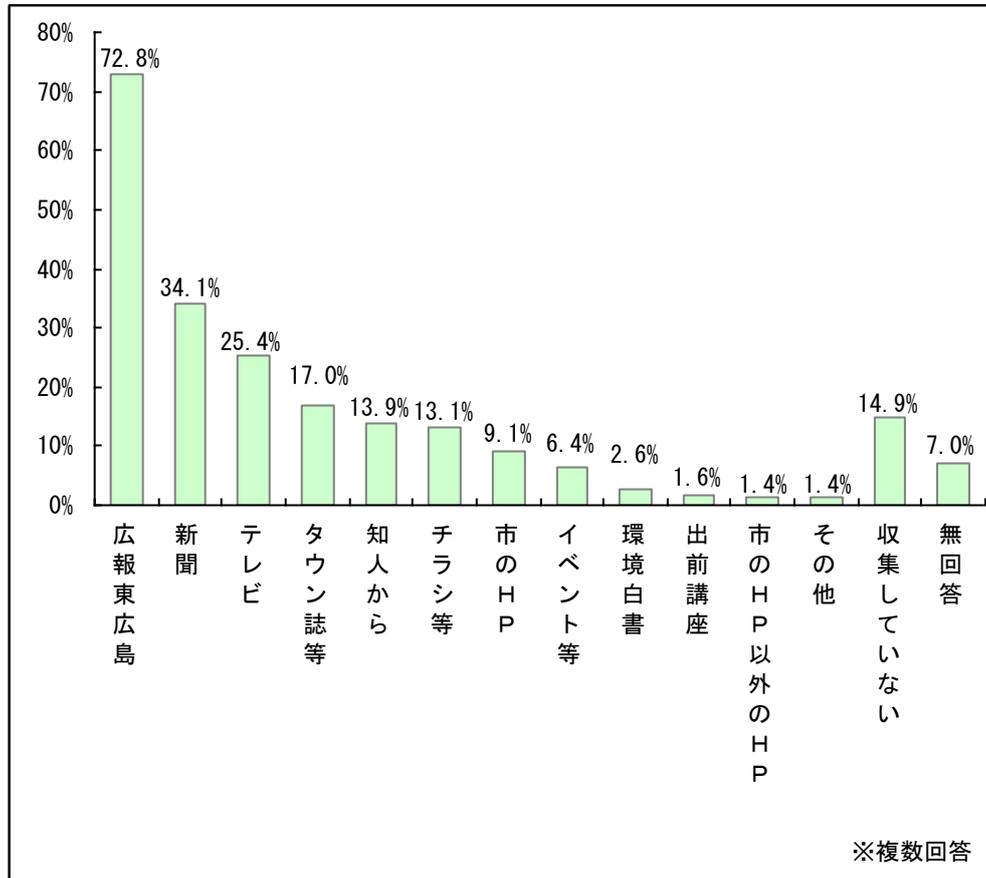
身の回りの環境を保全・育成するために必要なこと



(5) 環境情報の入手方法について

環境情報の入手方法は「広報東広島」を活用していると回答した人が最も多くなりました。

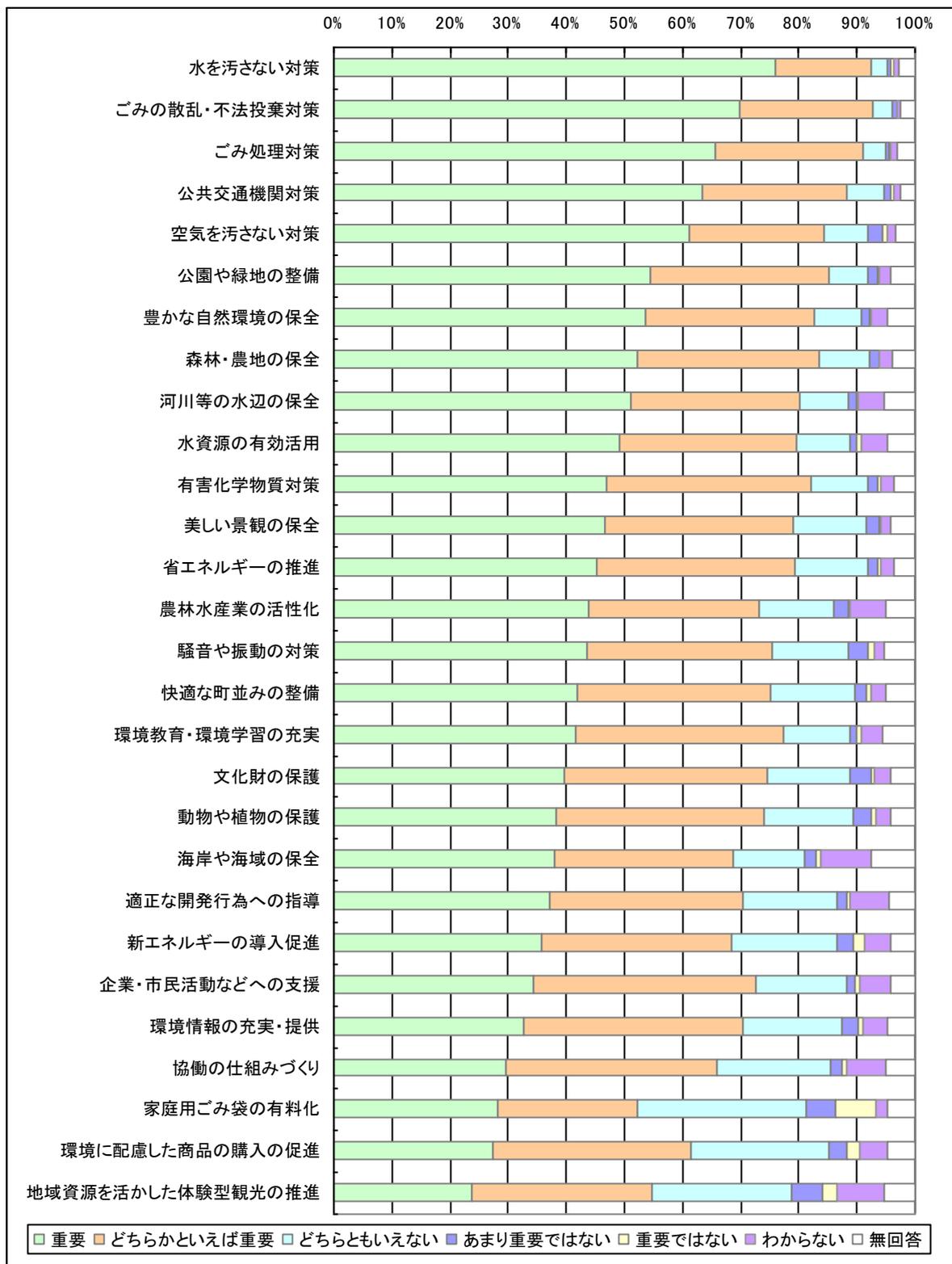
東広島市に関する環境情報の入手方法



(6) 東広島市が今後重視すべき取り組みや環境施策の重要度について

東広島市が今後重視すべき取り組みや施策の重要度（「重要」、「どちらかといえば重要」の合計）の上位3位は、「ごみの散乱・不法投棄対策」が最も多く、次いで「水を汚さない対策」、「ごみ処理対策」の順でした。

東広島市が今後重視すべき取り組みや環境施策

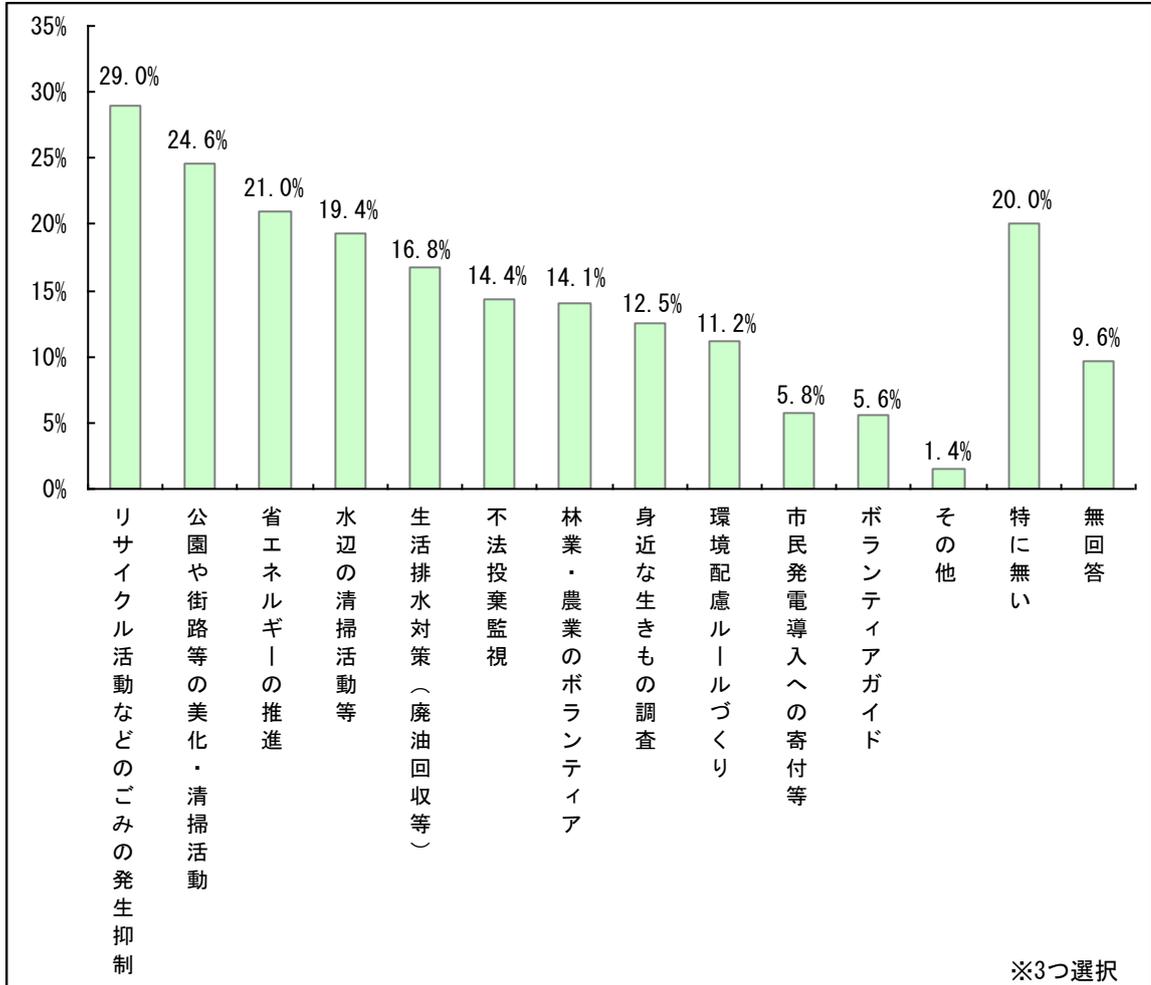


(7) 環境保全活動への参加意欲について

環境保全活動への参加意欲をみると、全体として高いとは言えない結果となりました。

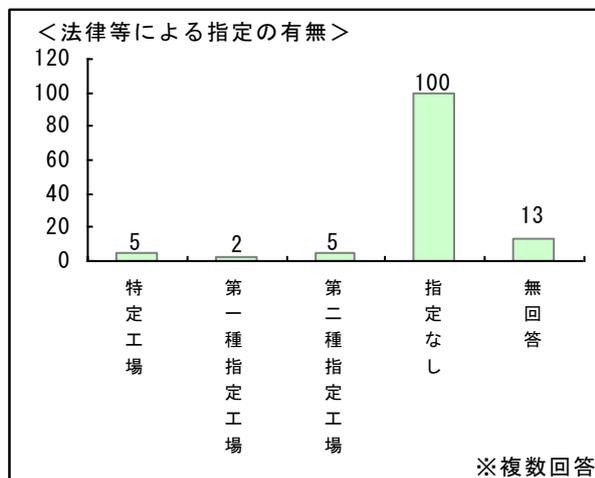
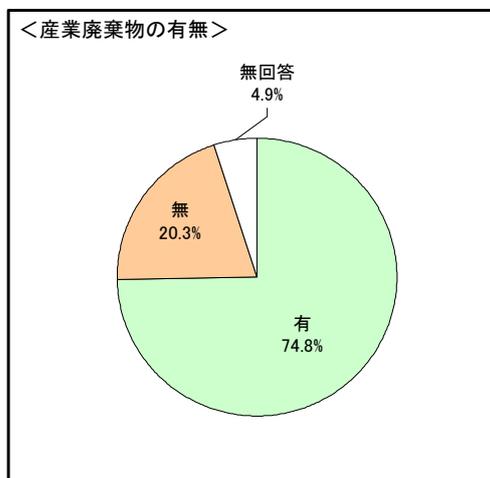
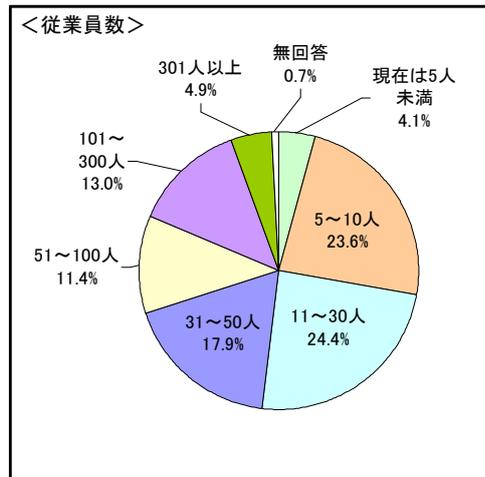
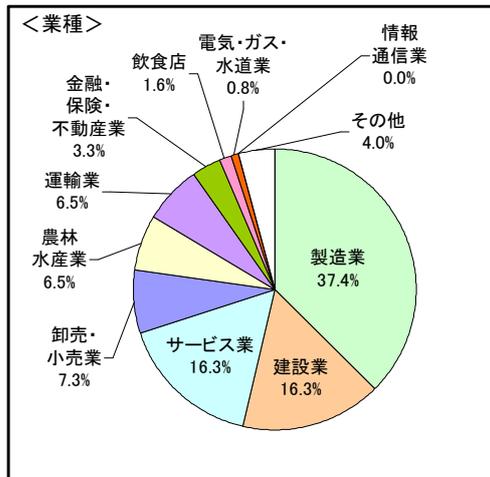
その中で、「リサイクル活動などのごみの発生抑制」や「公園や街路等の美化・清掃活動」、「省エネルギーの推進」など、日常生活の中で比較的取り組みやすい活動が20%を超える結果となりました。

今後参加してみたい環境保全活動



3 事業者アンケート調査結果の概要

(1) 回答者の属性

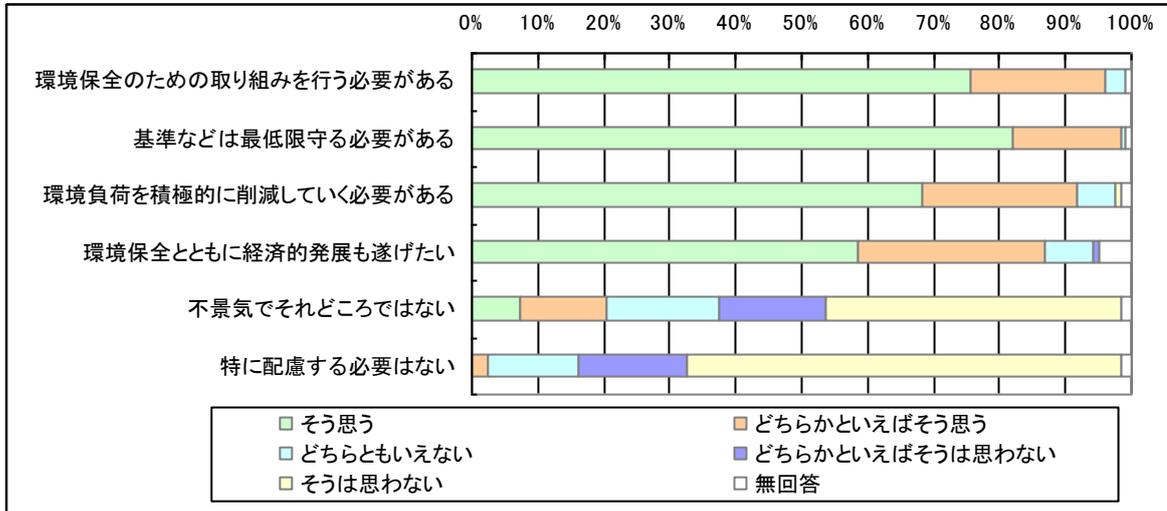


特定工場：「特定工場法」による指定
 指定工場：「省エネ法」による指定

(2) 環境問題に対する意識について

環境問題に対する意識をみると、業種や規模に関わらず、ほとんどの事業者が事業活動における環境保全の重要性を認識しています。

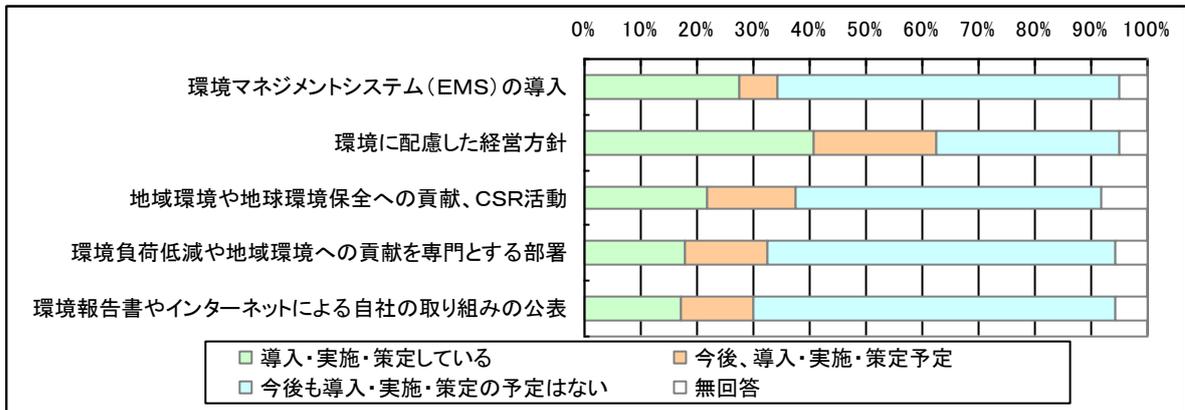
環境問題に対する意識



(3) 環境に配慮した経営等の実施状況について

環境に配慮した経営等の実施状況や今後の導入意欲をみると、「環境に配慮した経営方針」をあげている事業者が最も多くなっています。

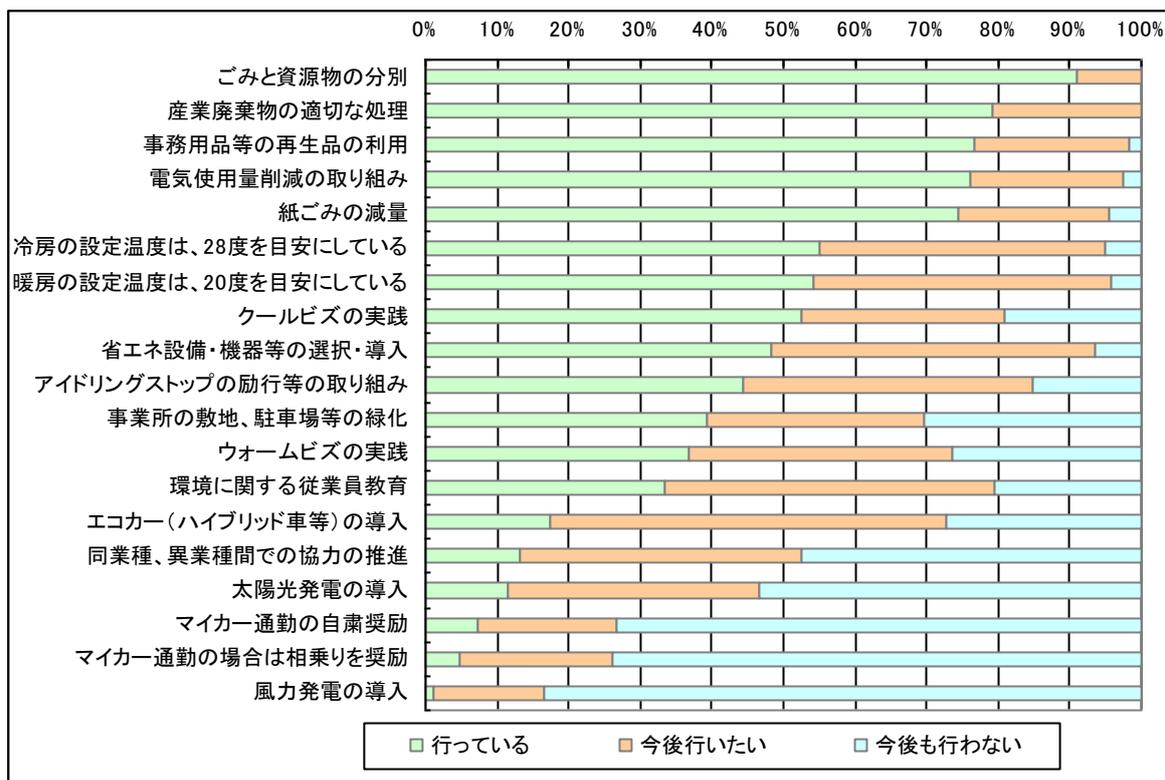
環境に配慮した経営等の実施状況



(4) 日常業務における環境配慮について

日常業務で実践している環境配慮の取り組みをみると、「ごみと資源物の分別」が最も多く、90%を超える実施率でした。次いで、「産業廃棄物の適正な処理」、「事務用品等の再生品の利用」、「電気使用量削減の取り組み」、「紙ごみの減量」の順に70%を超える実施率となっています。一方、「風力発電の導入」、「マイカー通勤の場合は相乗りを奨励」、「マイカー通勤の自粛奨励」は、10%に満たない実施率です。

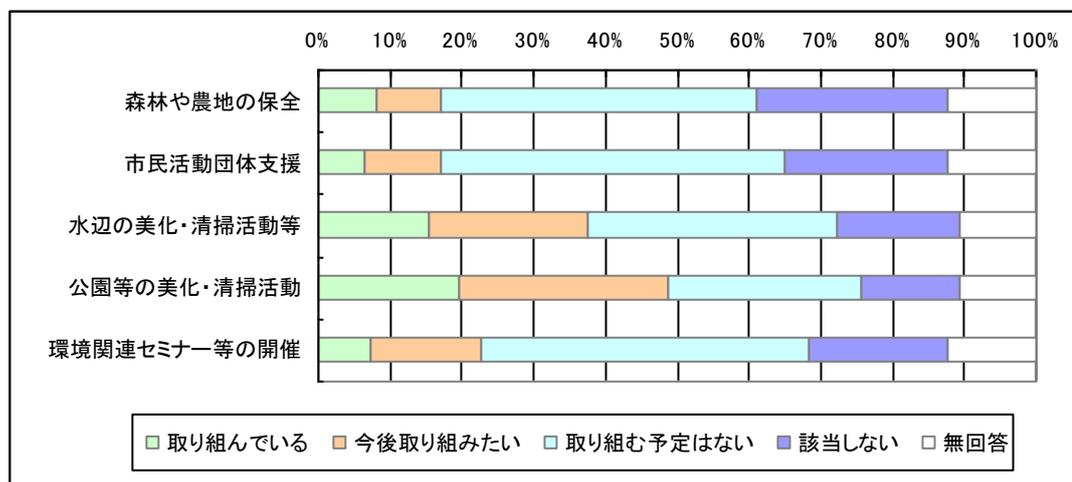
日常業務における環境配慮の取り組み



(5) 行政・市民・NPO等との協働について

行政や市民、NPO等との協働の取り組み状況をみると、全体に実施している事業者は多くありませんでしたが、「公園等の美化・清掃活動」の実績は比較的多く、また、今後の取り組み意欲も比較的高くなっています。

行政・市民・NPO等との協働

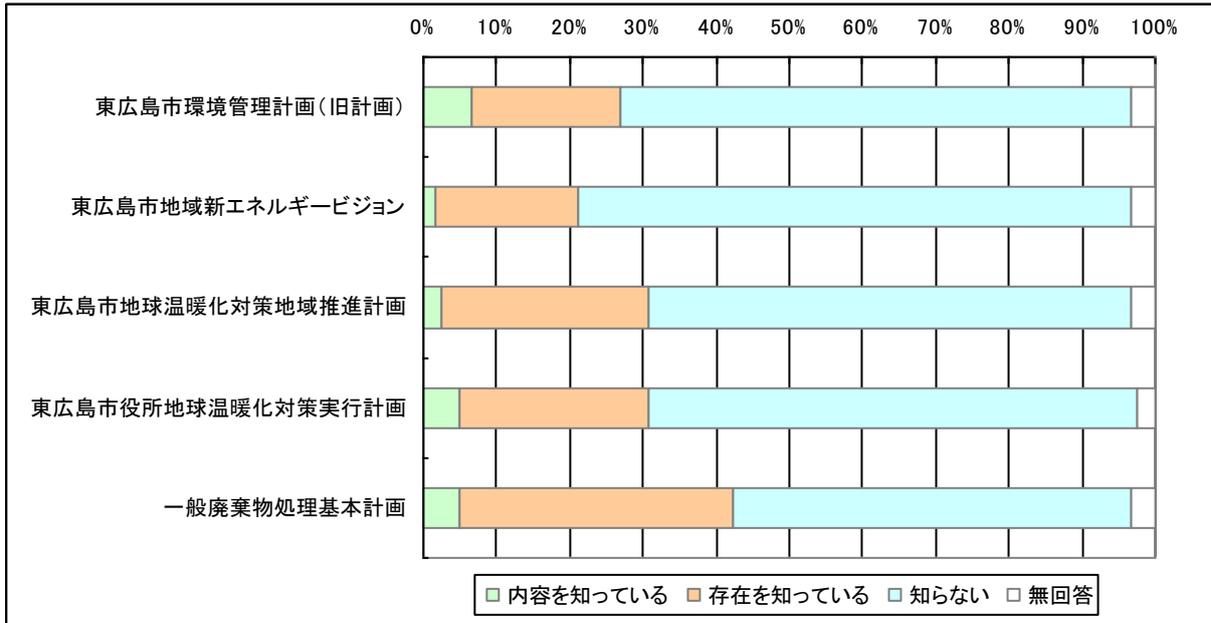


(6) 東広島市の環境施策の認知度について

市民アンケートと同様に、これまで市が行ってきた代表的な環境関連施策である「東広島市環境管理計画（旧計画）」、「東広島市地域新エネルギービジョン」、「東広島市地球温暖化対策地域推進計画」、「東広島市役所地球温暖化対策実行計画」、「一般廃棄物処理基本計画」の認知度について尋ねました。

5つの施策に対する認知度はいずれも低い結果となりましたが、市民アンケート調査結果と比べるとやや高くなっています。

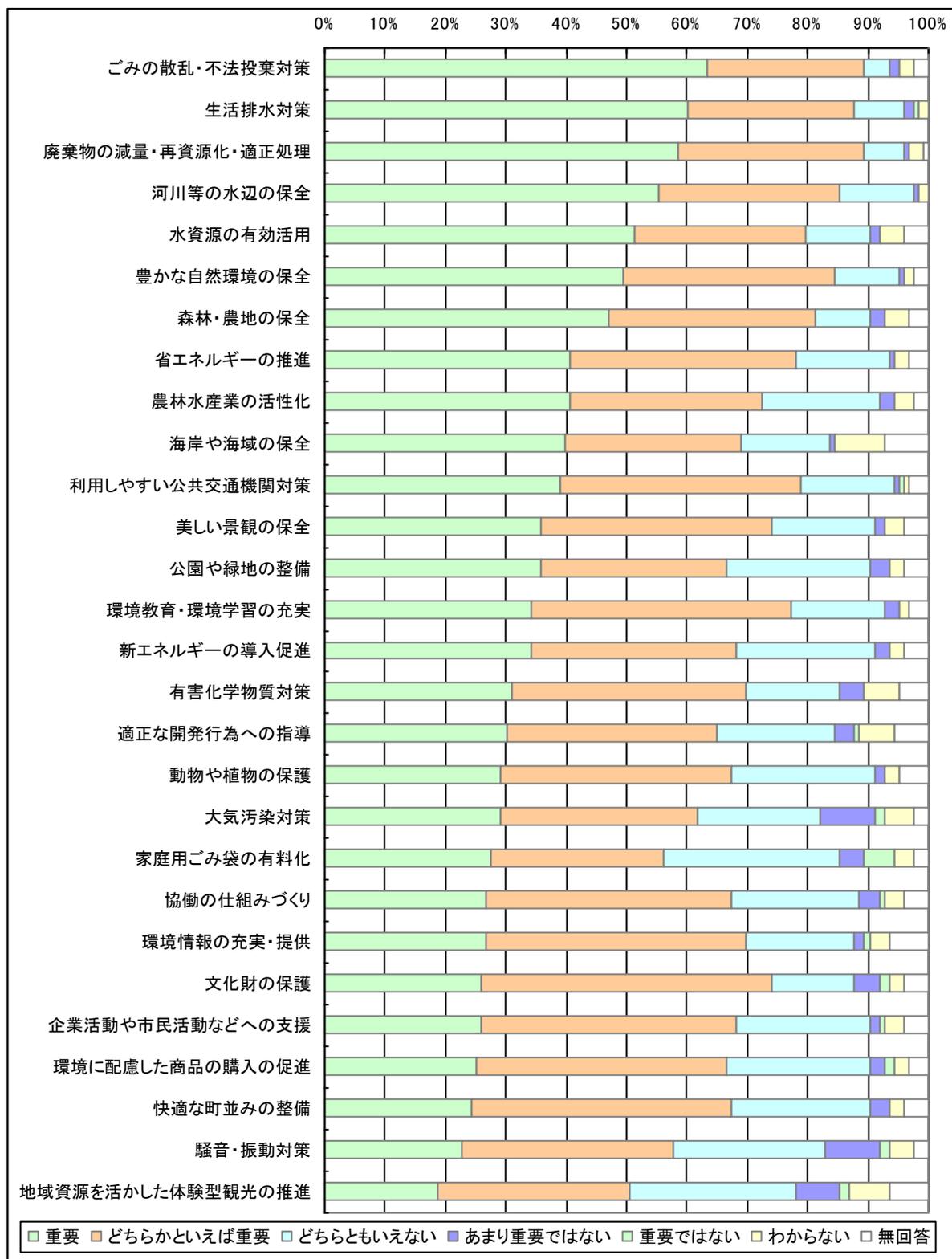
東広島市の代表的な環境施策の認知度



(7) 東広島市が今後重視すべき取り組みや環境施策の重要度について

東広島市が今後重視すべき取り組みや施策の重要度（「重要」、「どちらかといえば重要」の合計）の上位3位は、「ごみの散乱・不法投棄対策」、「廃棄物の減量・再資源化・適正処理」、「生活排水対策」の順でした。

東広島市が今後重視すべき取り組みや環境施策



進行管理のための指標

本計画の進行管理は、第V章で示したように、各主体共通の目標に用いた項目を指標として、「目標に近づいているか」「目標を達成しているか」の評価を行います。

一方、目標の達成状況を評価することと併せて、市・市民・事業者の各主体が、環境保全に関わる各種事業や日常的な取り組みの進捗状況や環境の改善状況等を確認・評価することも重要となります。

そこで、日々の取り組みや事業の実施によって、環境の状態や取り組みの状況が現況からどのように変化しているかをチェックするための“ものさし”として、以下に示す「進行管理のための指標」を設定し、進行管理に役立てることとします。

21世紀半ばの将来像1：「豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち」に関する指標

指標	現況値
汚水適正処理構想における人口普及率（平成21年度）	67.1%
コメのとぎ汁、油、食べ残しなどを直接排水口に流さない市民の割合※ ¹	52%
水道の水を出しっ放しにしない市民の割合※ ¹	89%
森林面積（平成19年度）	39,509ha
耕地面積（平成20年度）	7,710ha
一人あたりの都市公園等面積（平成20年度）	18.4 m ² /人
黒瀬川水系のBOD環境基準達成率（平成21年度）	44%
沼田川水系のBOD環境基準達成率（平成21年度）	100%
太田川水系のBOD環境基準達成率（平成21年度）	100%
瀬野川水系のBOD環境基準達成率（平成21年度）	100%
三津湾（安芸津地先No.1～6）のCOD環境基準達成率（平成21年度）	0%
自然景観の美しさに対する満足度※ ¹	59%
田園景観の美しさに対する満足度※ ¹	59%
農地や土とのふれあいに対する満足度※ ¹	47%
生き物とのふれあいに対する満足度※ ¹	38%

※¹ 平成22年度市民・事業者アンケート結果

21世紀半ばの将来像2：「身近な取り組みから地球環境保全に貢献するまち」に関する指標

指標	現況値
ごみや吸い殻などのポイ捨てはしない市民の割合※ ¹	94%
生ごみの堆肥化を行っている市民の割合※ ¹	34%
買い物にはマイバッグ等を持参している市民の割合※ ¹	90%
事務用品の再生品を利用している事業所の割合※ ¹	77%
総資源化量（平成20年度）	10,263t
最終処分量（平成20年度）	10,612t
家庭系ごみ排出量（平成22年度）	33,821t
事業系ごみ排出量（平成22年度）	25,442t
二酸化炭素排出量（総数）（平成18年度）	209万 t-CO ₂
二酸化炭素排出量（産業部門）（平成18年度）	120万 t-CO ₂
二酸化炭素排出量（運輸部門）（平成18年度）	29万 t-CO ₂

※¹ 平成22年度市民・事業者アンケート結果

21 世紀半ばの将来像3：「環境を守り・伝える心と活動を育むまち」に関する主な指標

指標	現況値
エコショップの認定事業所数 ^{※1}	0件
エコファミリーの認定数 ^{※1}	0件
エココミュニティの認定数 ^{※1}	0件
環境リーダーの認定数 ^{※1}	0件

※1 重点プロジェクトの実施開始後に進捗状況をチェックする項目

東広島市環境基本条例

東広島市環境基本条例

平成22年3月5日条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策（第8条—第18条）

第3章 地球環境の保全に資する施策の推進（第19条）

第4章 情報の提供及び市民等の参画（第20条・第21条）

第5章 東広島市環境審議会（第22条・第23条）

第6章 雑則（第24条）

附則

私たちのまち東広島は、緑豊かな山々に囲まれ、美しい田園風景が広がり、瀬戸内海の多島美を臨む海岸線を有するほか、伝統的な地場産業である清酒製造業に代表されるように、豊富な地下水に恵まれるなど、豊かな自然環境を背景に発展を遂げてきた。

この恵まれた環境は、先人たちから引き継いだかけがえのない財産である。しかしながら、近年の産業の発達と科学技術の進展に伴う私たちの社会経済活動は、より便利で快適な暮らしを求め続ける中で、この豊かな環境に対し少なからず負荷を与えている。その影響は、もはや、身近な環境の悪化にとどまらず、広域的な生態系の破壊や地球規模の気候変動をもたらすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を等しく享受する権利を有するとともに、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるように次の世代へ引き継いでいく責務を有する。今こそ、良好な環境の保全及び創出を図ることが私たちの生活基盤の確保に不可欠なものであることを深く認識し、これまでの社会経済活動や生活様式を見直すとともに、市、市民及び事業者のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら、社会経済活動がもたらす環境への負荷の低減を図り、限りある資源及びエネルギーの循環的な利用を基調とした持続可能な社会を実現するための新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、環境の保全及び創出に関する基本原則を明らかにしてその方向性を示し、市、市民及び事業者の連携の下、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創出について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創出 地球環境の保全、公害の防止、自然環境の保護その他の環境の保全並びに過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すための自然環境の再生及び良好な環境の創出並びにその状態の維持管理をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第8条第1号において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創出は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、及び人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創出に関する行動が市、市民及び事業者の公平な役割分担及び協働の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての日常生活及び事業活動において着実に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自ら行うすべての施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創出に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷を低減し、公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減を図るよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、毎年、環境の状況、環境の保全及び創出に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境の保全及び創出に関する施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性が確保されること。
- (3) 人と自然の豊かな触れ合いが保たれ、かつ、人と自然が共生することができる環境を確保すること。
- (4) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を図ること。
- (5) 地球の温暖化の防止その他の地球環境の保全を積極的に推進すること。
- (6) 環境の保全及び創出に関する啓発、教育及び学習の推進を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創出に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する目標
- (2) 環境の保全及び創出に関する施策の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第22条第1項に規定する東広島市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(他の施策との調整)

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図るものとする。
- 2 市は、環境の保全及び創出に関する施策と他の施策との総合的な調整を行い、及びこれを推進するための必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

- 第11条 市は、環境の保全上支障が生ずることを防止するため、廃棄物等の処理施設その他の公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設、維持管理その他の事業を実施するに当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者に対する事前の配慮の求め等)

- 第13条 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、あらかじめ、当該事業者が行おうとする事業活動に関し、環境の保全及び創出について適正に配慮するための必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創出上の支障が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、必要な規制、指導その他の措置を講ずることができる。

(監視、測定等)

- 第14条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制を整備するよう努めるものとする。
- 2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(調査及び研究の実施等)

- 第15条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するため、環境の保全及び創出に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びにその成果の普及に努めなければならない。

(環境教育の推進等)

- 第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創出についての関心と理解を深めるとともに市民等の環境の保全及び創出に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の振興並びに広報の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の支援)

第17条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創出に関する活動が促進されるよう、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第18条 市は、環境の保全及び創出に関して広域的な取組みを必要とする施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してこれを推進するよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、事業者、研究機関、教育機関等との積極的な交流及び連携を図るよう努めるものとする。

第3章 地球環境の保全に資する施策の推進

第19条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等との連携の下に、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 情報の提供及び市民等の参画

(情報の提供)

第20条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創出に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創出に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第21条 市は、環境の保全及び創出に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民等の意見が反映されるよう配慮しなければならない。

第5章 東広島市環境審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査審議させるため、東広島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する基本的な方針、基本的な施策及び重要な事項に関すること。

3 審議会は、前項に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第23条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び関係団体の代表者

(3) その他市長が適当と認める者

- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(東広島市環境の美化及び保護に関する条例の廃止)
- 2 東広島市環境の美化及び保護に関する条例（平成4年東広島市条例第27号）は、廃止する。
(東広島市環境の美化及び保護に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現に前項の規定による廃止前の東広島市環境の美化及び保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条第2項の規定により東広島市環境審議会の委員である者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 4 施行日以後第9条第1項の規定により環境基本計画が定められるまでの間は、旧条例第6条の規定により定められた環境管理計画を環境基本計画とみなして、第10条第1項の規定を適用する。

計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、学識経験者、市民、市民団体、事業者の方々から構成される東広島市環境審議会において、委員それぞれの立場から討議を重ねていただきました。

計画策定の経緯を以下に示します。

＜平成 22 年度＞	
平成 22 年 6 月 18 日	第 1 回東広島市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> 東広島市環境基本計画策定について（諮問） 計画策定のスケジュール等について
平成 22 年 7 月 22 日	第 1 回東広島市庁内検討委員会幹事会
平成 22 年 7 月 26 日	第 2 回東広島市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者アンケートの調査方法等について
平成 22 年 8 月 23 日 ～9 月 30 日	市民・事業者アンケート調査実施
平成 22 年 10 月 25 日	第 3 回東広島市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者アンケートの中間報告等について
平成 23 年 1 月 16 日	地区の声を聞く会（地区ワークショップ） <ul style="list-style-type: none"> 西条地区、八本松地区、志和地区、高屋地区
平成 23 年 1 月 20 日	第 4 回東広島市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者アンケートの結果報告について
平成 23 年 1 月 23 日	地区の声を聞く会（地区ワークショップ） <ul style="list-style-type: none"> 福富地区、豊栄地区、河内地区
平成 23 年 1 月 30 日	地区の声を聞く会（地区ワークショップ） <ul style="list-style-type: none"> 黒瀬地区、安芸津地区
平成 23 年 3 月 25 日	第 5 回東広島市環境審議会 <ul style="list-style-type: none"> 現状把握、分析の中間報告、ワークショップの報告、次年度スケジュールについて

＜平成 23 年度＞	
平成 23 年 4 月 15 日	第 1 回東広島市環境審議会 ・計画の構成、望ましい環境像について
平成 23 年 5 月 10 日	第 1 回東広島市庁内検討委員会幹事会
平成 23 年 6 月 27 日	第 1 回東広島市庁内検討委員会
平成 23 年 6 月 29 日	第 2 回東広島市庁内検討委員会幹事会
平成 23 年 7 月 1 日	第 2 回東広島市環境審議会 ・望ましい環境像を実現するための取り組み等について
平成 23 年 10 月 19 日	第 3 回東広島市庁内検討委員会幹事会
平成 23 年 10 月 24 日	第 2 回東広島市庁内検討委員会
平成 23 年 11 月 1 日	第 3 回東広島市環境審議会 ・第 I 章から第 IV 章（重点プロジェクトの展開）について
平成 23 年 11 月 9 日	第 4 回東広島市庁内検討委員会幹事会
平成 23 年 11 月 14 日	第 3 回東広島市庁内検討委員会
平成 23 年 12 月 12 日	第 5 回東広島市庁内検討委員会幹事会
平成 23 年 12 月 19 日	第 4 回東広島市庁内検討委員会
平成 23 年 12 月 26 日	第 4 回東広島市環境審議会 ・計画案について
平成 24 年 1 月 18 日 ～1 月 31 日	パブリックコメントの実施
平成 24 年 2 月 14 日	第 6 回東広島市庁内検討委員会幹事会
平成 24 年 2 月 20 日	第 5 回東広島市庁内検討委員会
平成 24 年 2 月 27 日	第 5 回東広島市環境審議会 ・パブリックコメントの結果とその対応について
平成 24 年 3 月 8 日	東広島市環境基本計画の答申

東広島市環境審議会委員名簿
(平成22年6月11日～平成24年6月10日)

氏名	所属・役職	委員構成	備考
今岡 務	広島工業大学教授	学識経験者	
広松 猛	広島国際大学教授	学識経験者	平成23年4月11日まで
杉原 数美	広島国際大学准教授	学識経験者	平成23年4月12日から
鈴木 寛一	広島大学名誉教授	学識経験者	会長
市川 尚紀	近畿大学講師	学識経験者	
沖村 雄二	東広島市自然研究会顧問	市民	
野田 一三	YOU愛SUNこうち会長	市民	
橋野 俊子	温暖化対策地域協議会代表	市民	
鈴木 英士	広島大学 ボランティア推進委員会 委員長	市民	
植田 是賢	東広島市区長・住民自治協議会長連合会 顧問	市民団体	平成23年5月31日まで
串山 國男	東広島市区長・住民自治協議会長連合会 会長	市民団体	平成23年6月1日から
島崎 睦子	東広島ウエストライオンズクラブ会長	市民団体	平成22年7月25日まで
坂井 秀雄	東広島ウエストライオンズクラブ会長	市民団体	平成23年6月30日まで
菅 佳輝	東広島ウエストライオンズクラブ会長	市民団体	平成23年7月1日から
加栗 建男	東広島市公衆衛生推進協議会環境部会長	市民団体	副会長
弓場 美代	東広島市女性連合会副会長	市民団体	
蔵田 憲	西條商事株式会社 代表取締役社長	事業者	
川北 英孝	東広島商工会議所専務理事	事業者	平成23年1月19日まで
末國 博文	東広島商工会議所専務理事	事業者	平成23年1月20日から
水野 英則	株式会社サタケ 技術本部 精米・プラントグループ グループ長	事業者	
常田 武則	賀茂地方森林組合 参事	事業者	
下妻 史知	広島中央農業協同組合 営農販売部営農指導課長	事業者	平成22年10月24日まで
香川 清則	広島中央農業協同組合 営農販売部営農指導課長	事業者	平成22年10月25日から
中野 靖孝	市民委員	公募委員	
久保 晴盛	市民委員	公募委員	
矢中 吏美	市民委員	公募委員	

平成24年3月現在、敬称略

用語の解説

【あ】

I SO14001(P72)

国際標準化機構（International Organization for Standardization）における経営管理システムにおいて設けられた環境マネジメント規格です。

I SO14001 は、実際の事業活動が環境にどのように影響を与えているかの分析に基づき、環境負荷を削減する目的及び目標を設定し、その達成のための行動計画を策定し、実行することを中核としています。

アイドリングストップ(P57,59,113)

信号待ちなどの駐停車時に、自動車のエンジンを停止させておくことです。エネルギー消費量の削減やそれに伴う大気汚染物質、地球温暖化物質の排出抑制につながります。最近では、アイドリングストップ機能を搭載した乗用車もみられます。

エコアクション21(P72)

中小企業、学校及び公共機関等による環境配慮への取り組みを促進するとともに、その取り組みが効果的・効率的に実施されるように、環境省が策定したガイドラインに基づく認証・登録制度です。

I SO14001 規格をベースとした、中小企業でも取り組みやすい環境経営システムです。

エコドライブ(P51,57,59,60,113)

「アイドリングストップの励行」「経済速度の遵守」「急発進・急加速・急ブレーキを控える」「適正なタイヤ空気圧の点検」など、二酸化炭素、大気汚染物質の排出抑制や省エネルギーのための運転技術です。

エコファーマー(P37,38,81,111)

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき土づくりや化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う農業者（法人を含む）の愛称です。

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を策定し、県知事の認定を受けた方（平成 20 年度からは市が認定しています。）が「エコファーマー」となり、マークの生産物への貼付が認められ、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）を受けられます。

E S C O事業(P62)

Energy Service Company 事業の略称で、既設の各種ビル、工場設備などの省エネ化に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などの全てを包括的に提供するサービスです。省エネ効果をE S C Oが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資、金利返済、E S C O経費等が全て省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、新たな経済的負担は発生せず、契約期間終了後の経費削減分は全て顧客の利益となります。

L E D照明(P62)

発光ダイオード（L E D）を使用した照明器具のことです。

NGO（Non-Governmental Organization）(P65)

国際政治の場面において政府以外の民間団体を表す概念です。もともとは国連の経済社会理事会が、国際的な会議などの場において、経済、社会、文化、教育、保健、人権などの問題に関して、調査や意見交換、調整などをする場合に、一定の審査を経て承認された民間団体を登録し、オブザーバーや発言機会を保障する制度を設けたことが始まりです。

NPO（Non-Profit Organization）(P38,39,42,65,108)

様々な非営利で社会貢献活動や慈善活動、事業等を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称です。NGOが国際的な色合いが強いのに比べ、NPOは国内的な概念として用いられます。なお、「特定非営利活動法人」とは、特定非営利促進法に基づき法人格を取得したNPO団体です。

温室効果ガス(P13,15,57,58,59,79,113)

太陽からの日射は透過するが地表面から放射する熱は吸収する性質を持つガスで、地球温暖化の原因となるものです。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄が代表的な温室効果ガスです。

温室効果ガス削減クレジット（J-V E R制度）(P57)

自らの排出削減が困難な部分を他での排出削減・吸収で相殺する「カーボン・オフセット」の促進及びこれを通じて国内における温室効果ガス排出削減・吸収活動のより一層の推進を図ることを目的に、国内の排出削減・吸収活動により実現される一定の品質が確保された温室効果ガス排出削減・吸収量を、市場を流通する「オフセット・クレジット（J-VER: Japan Verified Emission Reduction）」として認証するための制度です。

【か】

化学的酸素要求量（COD）(P45)

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標です。この値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

湖沼および海域を対象に、類型別に環境基準をあてはめることとなっており、水質汚濁防止法に基づき排水の規制のための基準値が定められています。

環境保全型農業(P14,37,38,45,48,63,84,96,97)

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料や化学農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業のことをいいます。環境保全型農業を推進するために、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が平成11年に施行されました。

環境マネジメントシステム（EMS）(P30,71,72,109,115)

組織や事業者が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取

り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。環境マネジメントシステムには、国際規格であるISO14001や環境省が策定したエコアクション21などがあります。

グリーンコンシューマー(P55)

環境への負荷が少ない製品として認定されたエコマークの付いた商品を購入したり、省エネ型製品を積極的に導入したりする、環境保護意識が高く、環境に配慮した行動をとる消費者をいいます。

グリーンツーリズム(P38,39)

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称です。農業体験、農山漁村地域の自然体験、農山漁村地域の生活体験など、農山漁村が育ててきた自然、生活・文化のストックを広く都市の人々に開放し、「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな余暇活動を提供するとともに、農山漁村地域の自然環境の保全や生活・文化基盤の充実、新たな産業の創出による若者の定住促進など、農山漁村地域の活性化を目指した活動が各地で展開されています。

公園里親制度(P14,40,42,43,111)

「里親制度」とは、1985年にアメリカのハイウェイの美化清掃に始まり、市民団体が公共施設の里親（アダプト）となって、一定区間（箇所）の管理を行う制度として、市民と行政が協働で進める、新しい環境美化の制度です。

「公園里親制度」は、「里親」として活動する団体を本市が認定し、継続的に活動を続けていただくために活動する公園を指定します。なお、活動に必要な用具の貸与、花壇や環境美化に必要な資材の提供を市から受けることができます。

光化学オキシダント(P12,49,51,112)

窒素酸化物と炭化水素とが、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生する物質です。強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となります。

コージェネレーションシステム(P61,62)

発電を行うと同時に原動機の排ガスや冷却水の熱を蒸気または温水として取り出し、冷暖房や給湯等に使用するなど、総合的にエネルギー効率を高めるシステムです。

コミュニティ・プラント(P45,46)

地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設のことで、

コンポスト(P18,66,80)

生ごみや下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜の糞尿、農作物廃棄物などの有機物を、ミミズや微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にしたもののことで、

【さ】

里海(P11,36,37,38,74,76,77,81,82,86,104)

昔から自然の豊かな恵みを利用しながら生活してきている里地里山と同様に、人の暮らしと強いつながりがあり、人の手が加わることによって、生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のことです。

里地里山(P11,28,38,74,76,77,81,82,85,86,88,90,92,94,96,98,100,102,104)

長い歴史の中でさまざまな人間の働きかけを通じて特有の自然環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く森林（二次林）と人工林、農地、ため池、草地などで構成される地域概念です。

里山(P35)

集落や農地等に隣接し、燃料や木材、食糧などを供給し人々の生活と深い関わりをもってきた森林（二次林）のことです。

自転車シェアリング(P60)

地域内に複数ある拠点で、好きなときに好きな場所で、自転車を借りたり返したりできるサービスで、バイクシェアリング、コミュニティサイクルなどともいわれます。

省エネラベル(P62)

2000年8月にJIS規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すものです。省エネ法等に基づきメーカーが製品やカタログに表示している情報を元としています。省エネラベルでは、家電製品やガス石油機器などが国の定める目標値(トップランナー基準=省エネ基準)をどの程度達成しているか、その達成度合い(%)を表示しています。

水洗化人口普及率(P47,112)

汚水衛生処理率ともいい、下水道法上の下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したものです。汚水処理施設に接続している人口(水洗化人口)により算定します。

スマートグリッド(次世代送電網)(P61)

スマート(Smart=賢い)とグリッド(Grid=送電網)を合わせて作られた造語です。

アメリカの電力会社が考案した概念で、電力網の末端(家庭やビルの計測器)と供給側(送電施設等)に通信機能や計算機能を付加し、電力の需要と供給を自立的に最適化する機能を持たせることにより、省エネとコスト削減及び信頼性の向上を目指した次世代の電力網です。

生活環境項目に係る排水基準(P47,112)

環境基本法(1993)に基づいて定められている水質の環境基準の1つです。

水質環境基準には、人の健康の保護に関する基準(健康項目)と生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)の2つがあります。健康項目は全国一律の基準ですが、生活環境項目については、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型(例えば河川では水質が良好な順にAA,A,B,C,D,Eの6段階の類型

区分)があり、それぞれに環境基準が定められています。具体的な水域への類型あてはめは都道府県知事が決定する仕組みになっています。

生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として具体的には、水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素 (DO)、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全燐等の基準値が設定されています。

生態系(P11,36,39,40,83,88,90,96)

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を、物質循環とエネルギーの流れに着目して、生物社会を1つのまとまりとして捉えた概念のことで。

生態系ネットワーク(P39,40,83,88,90,96)

保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのことをいいます。

ネットワークの形成により、野生生物の生息・生育空間の確保のほか、人と自然とのふれあいの場の提供、地球温暖化への適応策等多面的な機能が発揮されることが期待されます。

生物多様性国家戦略 2010 では、生物多様性の損失を止めるために、2020 年までの短期目標として「生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復すること」を掲げています。

生物化学的酸素要求量 (BOD) (P45,111)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。この値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

河川の利用目的に応じて、類型別に環境基準が定められており、水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められています。

生物多様性(P11,14,18,33,36,37,39,86,111)

生物の豊かな個性とつながりのことをいいます。地球上の生物は、さまざまな環境に適応して進化し、現在では 3,000 万種ともいわれています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

【た】

多自然川づくり(P48)

国土交通省が所管する河川整備事業の1つで、治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる、とする自然環境に配慮した河川工事の方法です。

種の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性のある環境の確保、その川にふさわしい生物の生息・生育環境の保全・復元等を目標としています。

低排出ガス車(P51)

国土交通省の「低排出ガス車認定実施要領」に基づき低排出ガス認定車として認定された自動車です。平成 12 年排出ガス規制値に対して、25%~75%以上、平成 17 年排出ガス規制値より 50%~75%以上の排出低減を達成した自動車として、国土交通大臣が認定を行います。評価項目は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、ホルムアルデヒド（メタノール自動車に限る。）、粒子状物質の5物質の排出量です。

特定外来生物(P3,11,36,39)

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）によって規定された生物をいいます。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含みます。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められます。平成 17 年 6 月に第一次指定が発表され、平成 22 年度末までにペットのアライグマやタイワンリスなどを含む 102 種類が指定されています。

【は】

バイオディーゼル燃料(P18,60,61)

石油から精製される軽油の代替燃料で、植物油や獣脂、廃食用油など生物由来油からつくられるディーゼル燃料の総称です。生成した再生油は、硫黄酸化物をほとんど含まず、黒煙を 1/2~1/3 に減少させるため、DPF（粉塵除去装置）の装着の必要がなく、ディーゼルエンジン搭載車両用のクリーン燃料として注目されています。

バイオマス(P15,28,29,57,58,60,61,63,77,79,85,96,113,114)

もともと生物（bio）の量（mass）のことですが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）を指す言葉として用いられています。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物があげられます。バイオマスをエネルギーとして燃焼させた場合にも二酸化炭素が発生しますが、バイオマスエネルギーは植物の光合成により大気中から吸収した二酸化炭素に由来するため、全体としての二酸化炭素量を増加させていない（カーボン・オフセット）と考えて良いとされています。古くから、薪や炭などの形で利用されてきましたが、新たな各種技術による活用が可能になり、化石燃料に代わるエネルギー源として期待されています。

ヒートポンプ(P15,58)

ヒートポンプは、水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で低温側から高温側に熱を移動させる仕組みです。

低い温度の熱源から冷媒（熱を運ぶための媒体）を介して、熱を吸収することによって高い温度の熱源をさらに高くする機器で暖房・給湯等に使用でき、低温側の熱源に着目すれば、熱を奪われてさらに低温になるので、冷凍・冷房にも使用できます。

ヒートポンプに利用可能な熱源として大気、地下水、コンピュータ排熱、ビルの雑排水、海水、下水、浴場排水などがあげられます。

フードマイレージ(P16,58,59)

1994年に英国の消費者運動家ティム・ラング氏が提唱したといわれる考え方です（元の用法は、Food Miles）。食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージが高いほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることとなります。

【や】

溶存酸素（DO）(P45)

水中に溶解している酸素の量のこと、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つです。一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達していますが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好氣的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下します。溶存酸素の低下は、好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く要因となります。

【ら】

ライフサイクルアセスメント(P55)

その製品に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送など全ての段階を通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法で、LCAと略称されます。

六次産業化法(P63)

正式名称は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」といいます。六次産業化とは農業や水産業などの第一次産業を食品加工・流通・販売といった第二次産業や第三次産業に関する業務も一体的に展開する産業へと転換し、農林水産業の活性化を図ろうとする概念です。本法律は、第六次産業化とともに地産地消を推進し、後継者不足に悩む農林漁村では産業の振興及び地域の活性化を、そして消費者にも生産者とより近くなるという安全と利益を実現することで、食料自給率の向上及び環境負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的としています。

LOHAS（ロハス）(P18)

健康や環境問題に関心が高い生活を重視したライフスタイルやそれを実践する人々の総称で、“健康と持続可能性のためのライフスタイル”といった意味の"Life Style of Health and Sustainability"の頭文字をとったものです。

【わ】

ワークショップ(P6,17,20,71,80,87)

ももとは「作業場」や「工房」という意味ですが、教育や学習の場面で用いられる場合には、一連の流れをもった学びの場として使われます。参加体験型グループ学習と訳されることもあり、一方通的な知識伝達型の学びに対して、体験学習法を取り入れ、主体的に参加する学習者が、経験や知識を共有しながら互いに学び合うことを特徴としています。